

P T A 諸規定

江戸川区立松江第一中学校 P T A

目 次

1. 活動方針

2. 活動内容

3. 会 則

- (1) 松江一中PTA会則
- (2) 松江一中地区の教育問題協議会会則

4. 組織図

- (1) 各委員会について
- (2) 各委員活動について
 - ・ 各学年委員会
 - ・ 成人委員会
 - ・ 広報委員会
 - ・ 校外生活相談委員会

1. 活動方針

親と子(生徒)との接触する機会を多くつくり 自由に話し合える、暖かい環境づくりを目指す

- < 1 > 家庭教育の重要性を再認識し、学校の教育目標・教育方針を積極的に理解し、保護者と教師の連携・連絡を密にし、各家庭へその要旨の徹底を図るとともに、家庭及び地域の要望をくみとり学校へ伝達する。
- < 2 > 各種研修会・講演会等の全体行事の主催、運動会他の学校行事及び生徒の進路対策等に協力する。
- < 3 > 江中P連の他、松江会及び地域各種団体との協力、松江一中育英会事業の運営を行う。
- < 4 > 校外生活相談委員会及び松江一中地区の教育問題協議会等を通じ、地域と共に健全な環境をつくり守るために白鷺隊と協力し、地域ボランティア等を行う。
- < 5 > 各専門委員会を通じ、会員の研修・親睦を図る。
- < 6 > その他
 - ・ 役員・運営委員は運営委員会を構成し、PTA業務の執行にあたる。
 - ・ 役員は松江一中育英会の役員を兼務する。

2. 活動内容

< 1 > 奉仕活動について

- ・ 学年を越えて協力しあい、社会奉仕の精神を培う。
- ・ 地域の一員として自覚と連帯感を高める。
- ・ 子どもと保護者との協力により、心のふれあいを深める。
- ・ 部活動よりも奉仕活動への参加を優先する。

< 2 > 家庭生活について

「規則正しい生活をするためには」

- ・ 帰宅時間を守らせ、夕食後は不用に外出させない。
- ・ 心の安定につながる規則正しい生活。
- ・ 正しい生活の習慣づくり。

「親子の対話をもつには」

- ・ 正しい子ども理解。
- ・ 親子関係の深まり。
- ・ 明るい家庭づくりは対話から生まれる。

「自立へのアドバイス」

- ・ 健やかな成長のために手を離して目を離さない。
- ・ 家庭の一員として自覚をもち、家庭での仕事をもつ。

< 3 > 地域での諸活動について

「地域行事への参加」

- ・ 地区集会へ積極的に参加し、家庭や地域での問題について皆で話し合う。
- ・ 地区(町会・自治会)での行事に積極的に参加し、地域の一員としての連帯感を強める。

「パトロール」

- ・ 地域の子どもの安全の確保や事故の予防。
- ・ 保護者間の協力による連帯感の高まり。
- ・ 保護者の姿から学ぶ子どもの主体的な規則正しい生活への意識。

「挨拶運動」

- ・ 一声運動による、地域内外での人間関係の広がり。
- ・ 一声運動による、地域への所属感の深まり。
- ・ 一声運動による、すがすがしい気持ちよさの体験。

「不良行為対策」

- ・ 子どもの健全な成長の阻害要因となることの排除。
- ・ 不良行為発見時の一声運動と関係諸機関への連絡。
- ・ 地域内での各家庭での横の連携。

3. 会則

(1) 松江一中PTA会則

第一章 総 則

【第一条】

本会は江戸川区立松江第一中学校PTAといひ事務所を校内におく。

【第二条】

本会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の幸福と成長を計ることを目的とする。

第二章 活 動

【第三条】

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校教育に対する理解と家庭との連携を密にする。
- (2) 校外生活指導に関すること。
- (3) 地域の教育環境の改善に関すること。
- (4) 会員相互の親睦と教養の向上に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

第三章 活動の方針

【第四条】

本会は次の方針に基づいて活動する。

- (1) 本会はあくまでも自主独立のもので他のいかなる団体の支配をうけない。
- (2) 本会は営利目的及び政治的な活動を行ってはならない。
- (3) 本会は学校の教育活動を支援するものであつて学校の運営・人事に干渉するものではない。

第四章 会 員

【第五条】

本会の会員は本校在籍の生徒の保護者と本校の教職員(以下職員と略す)をもって構成する。

【第六条】

会員は所定の会費を納めなければならない。

第五章 機 関

【第七条】

本会は次の機関をおく。

総会・役員会・運営委員会・学年委員会・専門委員会・特別委員会
これらの機関における会議は出席者の過半数をもって決議する。

【第八条】

総会は全会員をもって構成し本会の最高議決機関であり会長がこれを召集する。
定期総会は年度始めに開くことを原則とする。
臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき又は会員の十分の一以上の要求があったとき開くことができる。
いずれの総会においても、会長が必要と認めるときは書面(電磁的記録を含む)により議決を行い、総会の決議とみなすことができる。

【第九条】

総会は予算・決算・役員承認のほか会則の変更及び緊急処理事項の追認・その他必要な事項の決定をする。

【第十条】

役員会は役員をもって構成し必要に応じて会長が召集する。
役員会は本会の運営上必要な企画を行い運営委員会に提案するほか、総会・運営委員会で委任または決定された事項及び緊急事項を処理する。
運営委員会は役員・各専門委員会及び学年委員会の委員長・副委員長・会計により構成する。
運営委員会は総会に次ぐ議決機関で会長がこれを召集する。
運営委員会は総会に提案する議案の作成と総会で議決された事項の執行・事業計画・予算及び決算の査定・その他緊急事項の処理などを審議決定する。

【第十一条】

学年委員会は当該学年とその学年に属する全職員をもって構成し各学年PTA活動の計画と実践にあたる。

【第十二条】

専門委員会は各委員長・副委員長・委員をもって構成し所管事項について企画立案する。

(1) 成人委員会

会員の福祉・厚生・給食保健に関すること。
研修会などの成人教育に関すること。

(2) 広報委員会

広報活動全体に関すること。

(3) 校外生活相談委員会

校外での生徒の生活に関すること。

【第十三条】

特別委員会は会長が必要とする年度に設置する。

例：〇〇周年実行委員会等

第六章 役員及び委員

【第十四条】

本会に次の役員をおく。

- | | | |
|-------|------|----------------|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 若干名 (職員を含む) |
| (3) | 書記 | 5名以内 (職員を含む) |
| (4) | 会計 | 5名以内 (職員を含む) |
| (5) | 会計監査 | 2名 |

【第十五条】

役員及び各委員長の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長不在の時はその任務を代行する。
- (3) 書記は一般事務を行うほか各種会議の調整及び会議の議事録を作成する。
- (4) 会計は会計事務のすべてをつかさどり総会に決算報告をする。
- (5) 会計監査は会計を監査し結果を総会に報告する。
- (6) 各学年委員長は各学年を代表し学年委員会の活動を企画立案する。
- (7) 各専門委員長は各部の年間計画及びその活動を企画立案する。

【第十六条】

役員・学年及び専門委員の任期は1年とし再任を妨げない。
補欠により就任したものは前任者の残存期間とする。

【第十七条】

役員及び委員選出は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・会計監査は選考委員会にて候補者を選出し総会の承認を得る。
- (2) 入学時に1・2・3年次の委員、委員候補を定める。
各委員の立候補を募るが、定数を超えた場合、また満たない場合や欠席者については、抽選にて選出する。
- (3) 各学年の委員長・副委員長・会計は各学年委員の中から選出する。
- (4) 各専門の委員長・副委員長・会計は各専門委員の中から選出する。
- (5) 校外委員は、所属地区によらず、中学校区全体より、校外委員副委員長を3名、会計を1名、各地区担当者として1名ずつ選出する。
ただし、担当地区については各地区の事情に配慮することとする。
- (6) 役員、相談委員になった者は、委員を辞退するものとする。
- (7) 役員選考委員会は運営委員(含役員)をもって構成する。
選考委員長は選考委員の中から互選する。

第七章 会 計

【第十八条】

本会の経費は会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあたる。

【第十九条】

会費は年額4000円とする。ただし転校・転入生の場合は1学期1500円、2学期1500円、3学期1000円の分納とする。
会費の増減は総会において決定する。

【第二十条】

会計の収支決算は会計の監査をうけて役員会にはかり総会の承認を求める。

【第二十一条】

会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第八章 付 則

【第二十二条】

本会に顧問をおくことができる。
顧問は役員会に計り会長がこれを推薦する。

【第二十三条】

学校長はどの会にも出席して発言することができる。

【第二十四条】

役員の変更は毎年4月に行い任期は事務引き継ぎまでとする。

【第二十五条】

本会則の改廃は総会の承認を必要とする。

【第二十六条】

必要な事項については役員会において内規として定めることができる。

【第二十七条】

本会がPTA活動を推進するため必要とする会員の個人情報の取得、利用、提供および管理については法令を遵守するとともに、適正な運用に努める。

【第二十八条】

- (1) 本会則は昭和22年5月3日より施行する
- (2) 本会則は昭和44年4月1日より一部改正する
- (3) 本会則は昭和50年4月1日より第十八条を改正する(1200)
- (4) 本会則は昭和52年4月1日より第十八条を改正する(1440)
- (5) 本会則は昭和55年4月1日より第十三条・第十八条を改正する
- (6) 本会則は昭和57年4月1日より第十二条・第十八条を一部改正する
- (7) 本会則は昭和59年4月1日より一部改正する
- (8) 本会則は平成元年4月1日より第十八条を一部改正する(3000)
- (9) 本会則は平成15年4月1日より第十三条を一部改正する
- (10) 本会則は平成17年4月1日より第十八条を一部改正する(4000)
- (11) 本会則は平成18年4月1日より一部改正する
- (12) 本会則は平成19年4月1日より第十三条を一部改正する
- (13) 本会則は平成22年4月1日より第十六条・第十八条を一部改正する
- (14) 本会則は平成23年4月1日より第十六条・第十八条を一部改正する
- (15) 本会則は平成30年4月1日より第二十六条を改正する
- (16) 本会則は令和2年4月1日より第十三条以降を改正する
- (17) 本会則は令和3年4月1日より一部改正する

【 松江一中PTA慶弔規定（内規） 】

	内 訳	規 定
生徒	本人死亡	5,000
	保護者死亡	5,000
	7日以上入院	3,000
	10日以上自宅療養	3,000
役員	本人死亡	10,000又は 花輪一基
	配偶者死亡	5,000
	家族死亡(※)	5,000
	退任会長死亡	5,000と 花輪一基
	退任役員死亡	別 途
	7日以上入院	3,000
	10日以上自宅療養	5,000
教職員	結婚	5,000
	出産	3,000
	7日以上入院	5,000
	10日以上自宅療養	5,000
	本人死亡	10,000又は 花輪一基
	配偶者死亡	5,000
	家族死亡(※)	5,000
	少年健全育成推進 委員会評議員本人死亡	5,000

(※) 但し、父母及び子ども並びに同居している祖父・祖母・配偶者の父・母

- (1) 教職員の転退職にあたっては
在職1年につき2,000円、以後1年増す毎に1,000円
を加算する。なお、1年未満は1年とする。
- (2) 本会に功績のあった者を役員会・運営委員会に計って表彰する
ことができる。
- (3) 上記の他、特に必要の有る場合は、その都度役員会又は運営委員会で
協議の上決定する。また事情により増額することが出来る。

- (注 1) 本規定の改廃は、役員会の承認を必要とする。
(注 2) 本規定に関しては、その都度考慮するものとする。

(2) 松江一中地区の教育問題協議会会則

第一章 総 則

【第一条】

本会は松江一中の教育問題協議会と称し事務局を校内におく。

第二章 目 的

【第二条】

本会は松江一中地区の家庭・学校・社会の三者が、それぞれの独自性を尊重し相互に協力・連帯して地域ぐるみで教育問題を協議し、子ども達のよりよい育成を図ることを目的とする。

第三章 事 業

【第三条】

本会は第二条の目的を達成するために下記の活動を行う。

- (1) 調査活動
- (2) 育成活動
- (3) 要請活動

第四章 組 織 構 成

【第四条】

本会の会員は、この地区に在住・在籍して、教育に関する者とする。

【第五条】

本会の活動計画の策定のため、評議員会をおく。

【第六条】

評議員は下記の者をあてる。

小・中学校長外2名、同PTA会長外2名、PTA・OB会長、同窓会長、町会長外2名、青少年育成委員長、保護司、民生・児童委員、警視庁少年補導委員、青少年委員、商店会代表、その他会の必要に応じて出席を要請する。

第五章 役員

【第七条】

本会に下記の役員をおく。

会 長

【第八条】

会長は本会を代表し、会務を統括する。会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第六章 運営

【第十条】

定例評議員会を毎年6月に開催するものとし、必要に応じて随時臨時評議員会を召集することができる。

【第十一条】

会長は会務を円滑に運営するために常任評議員を委託することができる。

【第十二条】

評議員会は、意志決定の機関とし、会長は評議員会を司会し、議事を取りまとめる。

【第十三条】

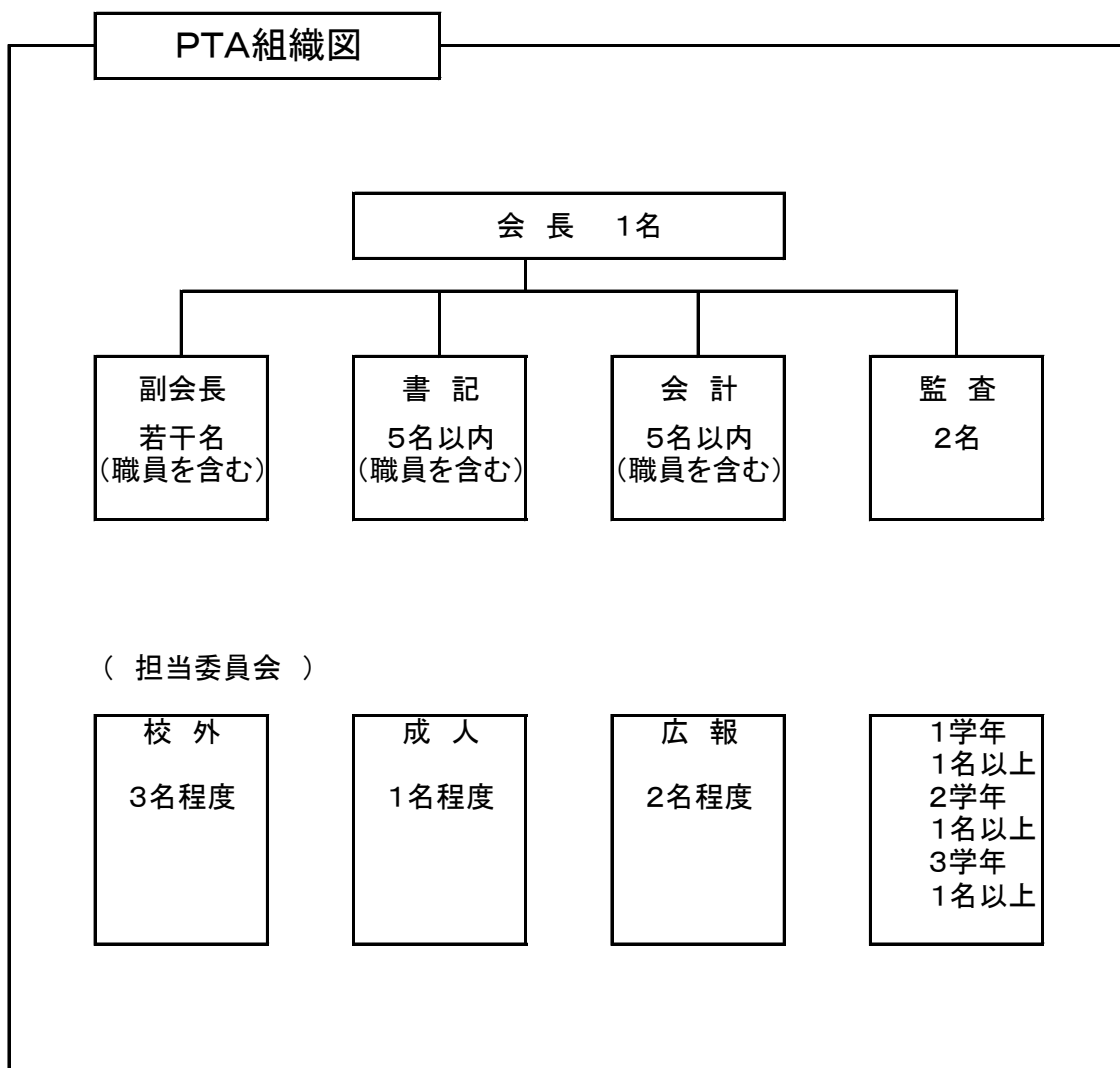
評議員会で計画された事項は、それぞれの出身母体が各個又は連合して、実施するものとする。

【付 則】

本会を運営するために事務局員を委託する。

- (1) 本規約は、昭和54年10月30日より実施する。
- (2) 本規約は、昭和63年4月1日より第一条、第二条、第六条を一部改正する。
- (3) 本規約は、令和3年4月1日より一部改正する。

4. 組織図



(1) 各委員会について

【各委員の選出にあたって】

- ・ 各委員の選出は自主的な立候補者を募り優先する。
但し、立候補者が定数に満たない場合は、抽選とする。

(2) 各委員活動について

【各学年委員】

- ・ 学年の代表として子どもの学校家庭教育について先生方とともに考え啓発に努める。
- ・ 学年のPTA活動計画にもとづき実践活動する。
(必要に応じて会議に出席する)

【成人委員】

- ・ 会員の福祉・厚生・給食保健に関すること。
- ・ 研修会・講演会等の成人教育・保健教育に関すること。
- ・ 心身の健全な発達(性教育・心の問題等)家庭教育、保護者の役割等。
- ・ 白鷺特別支援学校との「白鷺交流会」への参加、また、1年おきに交流会の主催となり活動を行う。
(必要に応じて会議に出席する)

【広報委員】

- ・ PTA広報の発行を中心とした広報活動をする。
- ・ 紙面の分担をし、原稿の依頼や編集、構成について考える。
- ・ 学期に1回発行することを原則とする。

【校外生活相談委員会】（以下「校外委員会」という）

[目的]

- ・「地域の子どもは、地域で育てる」を目標に町会・自治会を中心とした活動や子ども会活動などと、松一「白鷺隊」としての奉仕の連携を進める。その際、学校と地域の橋渡しとして、PTA本部内にある校外委員会が主導して務めるものとする。

[構成]

- ・所属地区によらず、中学校区全体より、校外委員副委員長を3名、会計を1名、各地区担当者として1名ずつ選出する。
ただし、担当地区については各地区の事情に配慮することとする。
- ・校外委員長はPTA副会長が兼任することとする。
また、校外委員副委員長、会計は、運営委員会のメンバーとする。
- ・生徒の健全育成のため、生徒の校外生活を温かく見守り、その活動に対して助言・指導を担う推薦相談委員を学校より委嘱する。推薦相談委員は、各地区の町会・自治会・退任PTA役員など、毎年度適任者を町会・自治会長から推薦していただくこととする。

[活動内容]

校外委員(委員長・副委員長・地区担当者)

- ・生徒の健全育成における、学校と地域の橋渡し
- ・白鷺隊出動要請受付
- ・各地区の町会・自治会及び推薦相談委員の確認

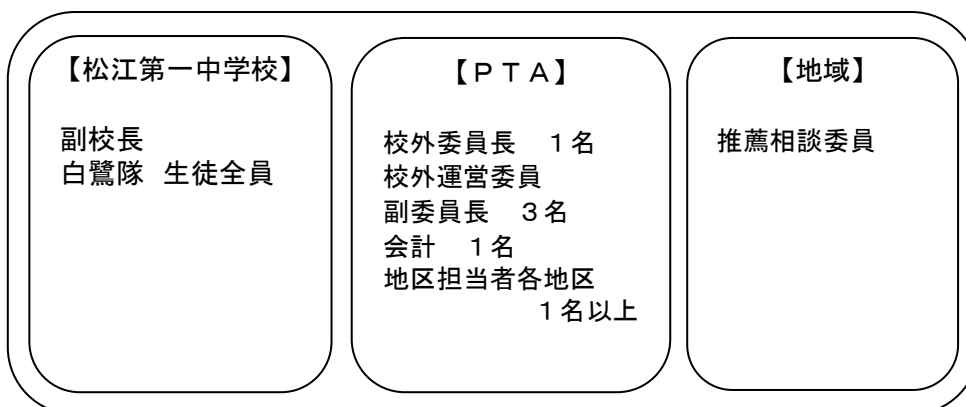
なお、活動にあたっては、以下の点に留意する事とする。

- ・「報告・連絡・相談」は下記の手順を順守する。

地区担当者 ⇄ 副委員長 ⇄ 委員長 ⇄ PTA本部及び学校

- ・年度末に各町会自治会長へ新年度の推薦相談委員の推薦を依頼し、集約の上結果をPTA本部へ報告する。

[校外生活相談委員会の組織体制]



※ 活動内容は、その時の状況により変更となる可能性があります。